

○ 口座管理機関に関する命令（平成十四年
内閣府
財務省令第二号）

改正案	現行
<p>（口座管理機関となることができる者）</p> <p>第二条 法第四十四条第一項第十二号に規定する主務省令で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の九第五号に掲げる者</p>	<p>（口座管理機関となることができる者）</p> <p>第二条 法第四十四条第一項第十二号に規定する主務省令で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の九第四号に掲げる者</p>